

医療保健子ども福祉病院常任委員会 年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月24日（火） 医療保健子ども福祉病院常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 前期の委員会における委員会活動評価総括表及び部局の所管事項概要説明の内容等を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点調査項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の時期、内容について協議する。

※参考：年間活動計画書

※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・重点調査項目に引きこもり支援を入れ、県内調査で先進的な取組を視察したことにより、しっかりとした議論ができ、都道府県レベルで初の「三重県ひきこもり支援推進計画」に反映することができた。
- ・初めてオンラインで県外調査を実施し、内容的にも得られるものは充分あり、手ごたえを感じた。今後、オンラインのさらなる活用を申し送りたい。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	3.9
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.1
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.1
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.1
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民カビジョン」及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.8
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.9

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画書（令和4年5月～令和5年4月）

令和4年5月24日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 病院事業の運営について
- ・ 子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) (※昨年度 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について)
- (2) (※昨年度 ひきこもりの支援について)
- (3) (※昨年度 障がい者スポーツの推進について)
- (4) (※昨年度 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて)

3 活動計画表

重点調査項目	令和4年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月
(1) (2) (3) (4) <調査方法> ・ 当局から説明聴取 ・ 参考人招致 ・ 県内外調査 ・ 委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/24)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/20, 22)	県内調査 (7/20～22の間) 県内調査 (7/26～28の間)	県外調査 (8/23～ 25)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/6, 11)	予決分科会 令和3年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (当初予算編成 に向けての基本 的な考え方) (11/2)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/8, 12)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/●, ●)	
執行部の主な予定		令和4年版 県政レポート(案) 「強じんな美し国 ビジョンみえ(仮 称)」(最終案)、 「みえ元気プラン (仮称)」(最終 案)				一般会計、 特別会計決算 令和5年度行政展 開方針(案) 当初予算編成に向 けての基本的な考 え方 「強じんな美し国 ビジョンみえ(仮 称)」(案)、「みえ 元気プラン(仮 称)」(案)		当初予算要求状況		当初 予算 案	令和5年度 行政展開方針	

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月20日～22日の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。
 7月26日～28日の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。

(2) 県外調査

重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組について調査を行うことができる。
 実施する場合は8月23日(火)～8月25日(木)(2泊3日以内)

医療保健子ども福祉病院常任委員会 重点調査項目について

重点調査項目は、常任委員会で年間を通して特に重点的に調査する事項であり、例年 3～5 項目を選定しています。

【過去 5 ヶ年の重点調査項目】

令和 3 年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について
- (2) ひきこもりの支援について
- (3) 障がい者スポーツの推進について
- (4) 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて

令和 2 年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題について
- (2) 地域医療提供体制の確保について
- (3) 障がい者の自立と共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) 子どもを育てる環境づくりについて

令和元年度

- (1) 児童虐待防止と社会的養育の推進について
- (2) 医療と介護の提供体制について（災害医療を含む。）
- (3) 地域共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) ひきこもり支援について

平成 30 年度

- (1) 医療と介護の総合的な確保について
- (2) 国保財政基盤の安定化と健康づくりの推進について
- (3) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくりについて
- (4) 支え合いの福祉社会づくりについて

平成 29 年度

- (1) 国民健康保険の財政運営の都道府県化について
- (2) 地域における医療と介護の提供体制について
- (3) 支え合いの福祉社会づくりについて

令和 4 年度 委員会県内外調査実施方針

1. 調査実施の可否等については、計画時点・実施時点で、「三重県指針」や調査先の感染状況・移動に関する方針等をよく確認し、慎重に判断いただくこと。
2. 実施に当たっては、感染防止対策の徹底を図ること。
3. 計画していた時期の実施が困難となった場合は、実施時期の変更、実施方法の変更、実施の見送りなど柔軟に対応すること。

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。